

中小企業用地取得資金融資あっせん要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市中心小企業融資あっせん条例（平成7年条例第14号。以下「条例」という。）および秋田市中心小企業融資あっせん条例施行規則（平成7年規則第5号。以下「規則」という。）に定める資金のうち中小企業用地取得資金（以下「用地取得資金」という。）の融資あっせんに関する運用について必要な事項を定めるものとする。

(融資の資金)

第2条 市長は、当該年度予算の範囲内で取扱金融機関へ融資の資金を預託する。

2 過年度融資残高に対応する預託は、年度当初に行うものとする。

3 当該年度に行う融資については、個別融資実行案件ごとに預託を行うこととし、必要な金額を個別融資の契約の日（個別融資実行日に同じ。）に預託する。

4 金融機関は、預託期間満了後（各年度末）に預託金全額を市に返済しなければならない。

(取扱金融機関)

第3条 取扱金融機関は次のとおりとする。

(1) 株式会社秋田銀行

(2) 株式会社北都銀行

(融資対象事業者)

第4条 融資対象事業者（以下「事業者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 市長が特定する工業団地等を取得する中小企業者

(2) 市長が特定する工業団地等を取得する事業協同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、企業組合および協業組合

(3) 次の市税が賦課されている場合、完納している者

ア 市民税

イ 固定資産税

ウ 事業所税

(融資の条件)

第5条 資金使途、貸付限度額、貸付金利、貸付期間、その他の融資の条件は次のとおりとする。

(1) 資金使途 用地取得

(2) 貸付限度額 1億円(用地取得費の85%以内)

(3) 貸付利率 年2.75%以下の固定利率(金融機関所定利率)

(4) 貸付期間 10年以内(ただし、1年以内の据置期間を含む。)

(5) 償還方法 元金均等月賦返済

(6) 保証人・担保 取扱金融機関の定めるところによる。

(貸付利率の変更)

第6条 金利情勢の変化等により融資利率の変更が必要なときは、秋田市と取扱金融機関が協議のうえ変更を決定するものとする。

(利子補給金等)

第7条 市長は、事業者の金利負担の軽減を図るため、取扱金融機関に対して当初3年間に限り年2.0%の利子補給率で利子補給を行うものとする。ただし、貸付利率が年2.0%未満の場合は、当該貸付利率を利子補給率とする。

2 利子補給金算定期間は、毎年4月1日から9月30日までおよび10月1日から翌年3月31日までとし、その額は各算定期間における融資平均残高に前項に規定する利子補給率を乗じて得た金額とする。ただし、事業者の返済が滞る等融資条件に違反があった場合は、融資平均残高の算出にあたって、違反のあった月以降の利子計算積数を除外するものとする。

3 取扱金融機関は利子補給金の交付を受けようとするときは、4月1日から9月30日分については10月15日までに、10月1日から翌年3月31日分については3月31日までにそれぞれ利子補給金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請があった場合において適当と認められるときは、取扱金融機関に対して利子補給金を交付するものとする。

5 市長は、必要と認めるときは取扱金融機関に対して利子補給に関する書類の提出を求めることができる。

(利子補給金の交付取消し等)

第8条 市長は、融資を受けた事業者が融資条件に違反したと認めるときは、違反した月以降の利子補給金の交付を取り消すことができる。

2 取扱金融機関は、前項の規定による取消しがあったときは、それ以降の事業者へ融資に係る利率は、貸付当初の利率とするものとする。

(申請手続)

第9条 融資あっせんを受けようとする事業者は、融資あっせん申請書(様式第2号)に事業計画書を添え、市長に提出しなければならない。

2 申請にあたっての添付書類は次のとおりとする。

(1) 立地企業の本社(親会社)の最近3期分の決算書

(2) 立地企業の本社(親会社)の会社案内

(3) 立地企業の本社(親会社)の製品パンフレット

(4) 立地企業の会社案内(現地法人方式の場合のみ)

(5) 立地企業の製品パンフレット(本社(親会社)と同様の場合は省略可)

(6) 立地企業の会社定款(写)(本社直轄方式の場合は、本社の会社定款等)

(7) 立地企業の法人登記簿謄本(本社直轄方式の場合は、本社の会社定款等)

(8) 完納証明書(申請月に発行されたもの)

(9) その他市長が必要とする書類

(融資あっせんの決定等)

第10条 市長は、融資あっせんの申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、可否を決定し、その旨を申請者に通知(様式第3号の1又は様式第3号の2)することとし、融資あっせんを行う場合は土地売買契約書(案)を作成し、土地の登記簿謄本、公図、実測図および所在のわかる地図等を添付のうえ、取扱金融機関に通知(様式第4号)するものとする。

(融資の申請)

第11条 融資を受けようとする事業者は、融資あっせん決定後、取扱金融機関に対し、融資申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

(融資決定通知)

第12条 取扱金融機関は、融資の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、可否を決定し、その旨を申請者に通知(様式第6号)するとともに、市長へ通知(様式第7号)するものとする。

(融資の実行)

第13条 取扱金融機関は、預託金を協調倍率4倍(市:金融機関=1:3)で、事業者に対して融資するものとする。

(土地売買契約書の提出)

第14条 融資実行された事業者は、土地取得後直ちに土地売買契約書(写)を市長と取扱金融機関に提出しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の中小製造業設備投資促進資金融資あっせん要綱に基づき、融資のあっせん決定を受けた者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の中小企業用

地取得資金融資要綱に基づき、融資のあっせん決定を受けた者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の中小企業用地取得資金融資要綱に基づき、融資のあっせん決定を受けた者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の中小企業用地取得資金融資要綱に基づき、融資のあっせん決定を受けた者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の中小企業用地取得資金融資要綱に基づき、融資のあっせん決定を受けた者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の中小企業用地取得資金融資あっせん要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。